

令和6年度第2回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年5月29日(水)

開催時間 15時00分

開催場所 芽室町役場2階会議室7

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第3号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第4号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 議案第10号 教育委員会委員の学校訪問実施の件
- 日程第7 議案第11号 芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件
- 日程第8 議案第12号 芽室町部活動地域移行推進協議会委員委嘱の件
- 日程第9 議案第13号 芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件
- 日程第10 議案第14号 契約締結(芽室町総合体育館改修工事)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第11 議案第15号 条例改正(芽室町教育研究所設置条例中一部改正)の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第12 議案第16号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 追加日程第1 議案第17号 令和6年度第12地区教科書採択地区調査委員会委員推薦の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 3 号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 5 月 29 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度就学援助認定総括表(4月認定者)

(令和6年4月26日現在)

申請世帯	105	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	99	世帯
要保護世帯	1	世帯
準要保護世帯	98	世帯
経済的困窮世帯	31	世帯
児童扶養手当受給世帯	63	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	105	99	6	1	9.3

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	7	10	10	8	15	64
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	6	4	2	6	26
芽室南小学校							0
合計	17	12	16	14	10	21	90

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	12	12	14	38
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	2	1	6	9
合計	15	13	21	49

合計

139

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
8	5	6	6	1	7	33
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
10	9	10	9	3	9	50

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	7	10	22
1		1	2
2	1	6	9
8	8	17	33

合計

83

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合計	2	1	0	3

合計

11

○要保護世帯

芽室中学校 3年 1人

○町民税非課税・減免世帯

芽室小学校 1年 1人

4年 1人

5年 1人

6年 1人

芽室西小学校 6年 1人

芽室中学校 2年 1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校 5年 1人

令和6年度就学援助認定総括表(5月認定者)

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯	-1	世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯		世帯
児童扶養手当受給世帯	1	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯	-1	世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1				2
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	1	1	0	0	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1		1	2
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	1	0	1	2

合計 4

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	1					1
						0
						0
						0
0	1	0	0	0	0	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
			0
			0
			0
0	0	0	0

合計 1

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 0

令和6年度就学援助認定総括表

(令和6年5月1日現在)

申請世帯	107	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	100	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	100	世帯
経済的困窮世帯	31	世帯
児童扶養手当受給世帯	64	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	107	100	6	0	9.6

(内数)

◎準要保護認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	8	11	10	8	15	66
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	6	4	2	6	26
芽室南小学校							0
合計	17	13	17	14	10	21	92

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	13	12	15	40
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	2	1	6	9
合計	16	13	22	51

合計

143

○児童扶養手当受給認定者数

(小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
8	6	6	6	1	7	34
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
10	10	10	9	3	9	51

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	7	10	22
1		1	2
2	1	6	9
8	8	17	33

合計

84

●準要保護不認定者数一覧

(小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合計	2	1	0	3

合計

11

○要保護の停止・廃止

芽室小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
	3年	1人

○町民税非課税・減免世帯

芽室小学校	1年	1人
	4年	1人
	5年	1人
	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	2年	1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び準要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
- イ 町民税の非課税又は減免を受けた者
- ウ 個人事業税の減免を受けた者
- エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）
- オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者
- カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者
- キ 児童扶養手当の支給を受けている者
- ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

- ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合
- イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者
- ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合
- エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合
- オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1.3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2)ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を十分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。

- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消することができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年4月25日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(平成20年8月22日決定)

附 則

この要領は、決定の日から施行する。(平成29年11月30日決定)

日程第 5

報告第 4 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜粋）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第6

議案第10号

教育委員会委員の学校訪問実施の件

教育活動及び教育環境の実情や教育現場の現況を把握することを目的として、教育委員会委員の学校訪問を実施しようとするものであります。

令和6年5月29日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度教育委員会学校訪問実施要領

1 学校訪問スケジュール

(1) 6月27日(木) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50～9:15	
上美生小学校	9:15～10:15	
移動	10:15～10:25	上美生小→上美生中
上美生中学校	10:25～11:25	
移動	11:25～11:50	

(2) 7月1日(月) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50～8:55	
芽室中学校	8:55～9:55	
移動	9:55～10:05	芽室中→芽室西中
芽室西中学校	10:05～11:05	
移動	11:05～11:10	

(3) 7月2日(火) 芽室町役場集合 8:50

訪問場所	訪問予定時間	備考
移動	8:50～8:55	
芽室西小学校	8:55～9:55	
移動	9:55～10:05	芽室西小→芽室南小
芽室南小学校	10:05～11:05	
移動	11:05～11:10	芽室南小→芽室小
芽室小学校	11:10～12:10	
移動	12:10～12:15	

※訪問時間は、60分を予定しています。このうち10分程度の説明後に30分程度の協議と、20分程度を参観に充てるものとします。

2 訪問者（計7人）

教育長及び教育委員（5人）

程野仁教育長、鳥本和宏教育長職務代理者、福井栄子委員、松久大樹委員、
土井慎悟委員

事務局職員（2人）

坂口勝己教育推進課長、金須智秋教育総務係長

3 教育委員会委員が説明を受ける内容等

(1) 学校経営等の説明（10分）

- ・ 確かな学力の育成
 - ・ 豊かな心と健やかな体の育成
 - ・ 信頼される学校づくり
- など

(2) 協議（30分）

(3) 授業参観（20分）

※学校経営計画及び説明用資料等を用意し、説明していただく。

日程第 7

議案第 11 号

芽室町学校給食運営協議会委員委嘱の件

芽室町学校給食センター条例施行規則第 8 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 6 年 5 月 29 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町学校給食運営協議会委員名簿

【任期:令和6年6月1日～令和8年5月31日】

	所属等	氏名	備考
1	学校 (校長会)	ニイ クラ タダシ 新 倉 忠 司	芽室中学校校長
2	学校 (教頭会)	クル マツ マサト 樽 松 正 人	芽室中学校教頭
3	学校 (養護教諭)	フク チ サ ユキ 福 地 沙 雪	上美生小学校養護教諭
4	〃	タチ トシ エ 館 季 恵	芽室南小学校養護教諭
5	〃	コ バヤシナ オ 小 林 奈 央	芽室中学校養護教諭
6	〃	コ バヤシサ ナエ 小 林 早 苗	芽室西中学校養護教諭
7	関係団体	マル ヨシタロウ 丸 義太郎	芽室小学校保護者
8	〃	セ ガワ エリコ 瀬 川 恵理子	芽室西小学校保護者
9	〃	ヤマ モト アイ 山 本 愛	芽室南小学校保護者
10	〃	ノ ムラ ショウタ 野 村 正 太	上美生小・中学校保護者
11	〃	マエ タ ミツ マサ 前 田 光 将	芽室中学校保護者
12	〃	サ トウ さやか 佐 藤 さやか	芽室西中学校保護者
13	学識経験者	ソ ネ ヨシツグ 曾 根 義 継	芽室町学校薬剤師

敬称略

○芽室町学校給食センター条例施行規則（関係条文抜すい）

昭和49年4月18日

教委規則第1号

（運営協議会事務局）

第7条 学校給食運営協議会（以下「協議会」という。）事務局は、センター内に置く。

（協議会の組織）

第8条 協議会は、委員14人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員及び関係団体の代表者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 前項に規定する委員の任期は2年とし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の業務）

第9条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 衛生管理の徹底についての協力及び助言
- (2) 給食内容、給食計画についての意見調整
- (3) 保護者からの給食費徴収及び納入の助長
- (4) その他必要とする業務

（協議会の役員）

第10条 協議会に会長1人、副会長2人を置き、委員の互選により決める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第11条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長をつとめる。

第12条 削除

（協議会の費用弁償）

第13条 協議会の会議出席並びに協議会を代表して出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和26年芽室町条例第23号）に定める2級相当額とし、支給方法は町職員の旅費支給の例による。

日程第 8

議案第 1 2 号

芽室町部活動地域移行推進協議会委員委嘱の件

芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町部活動地域移行推進協議会 委員名簿

	氏 名	所 属
1	新倉 忠司	芽室中学校 校長
2	藤林 政宏	上美生中学校 校長
3	椿原 雅章	芽室西中学校 校長
4	塩田 直之	芽室小学校 校長
5	貫田 正博	芽室町スポーツ推進委員
6	大丘 輝元	芽室町スポーツ推進委員
7	岩野 真志	芽室町社会教育委員
8	山本 秀美	芽室町体育会
9	白川 学	芽室町PTA連合会
10	平岡 早苗	めむろ町民活動支援センター
11	松尾 雄斗	有識者
12	丸 亜沙子	有識者

※ 委嘱期間 令和6年5月1日～令和8年3月31日（2年間）

芽室町部活動地域移行推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町部活動地域移行推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域移行に係る調査研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行に係る仕組づくりの検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は学校関係者その他関係団体等から教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員は12名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の互選により選出し、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し議長は会長が当たる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第9状 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

日程第9

議案第13号

芽室町公の施設に係る指定管理者選定の件

芽室町公の施設に係る指定管理者制度導入基本方針に基づき、芽室町中央公民館の指定管理者について、選定を実施しようとするものであります。

令和6年5月29日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町公の施設に係る指定管理者選定について

1 対象施設 芽室町中央公民館

2 スケジュール (予定)

令和6年	5月29日	教育委員会議 (募集要項の決定)	
	5月30日	指定管理者募集開始 (ホームページ等)	
	6月6日	現場説明会	
	7月10日	募集締め切り	
	7月17日	選定委員会開催 (3回程度)	
	7月30日	事業者決定	
	8月1日	応募事業者へ選定結果通知	
	8月28日	教育委員会議 (議会提出議案の決定)	
	9月3日	議会 (9月議会初日) 提案	
	9月27日	教育委員会議 (議会議決報告)	
	令和7年	3月31日	協定締結
		4月1日	指定管理業務開始

3 募集要項 (案) 別添のとおり

芽室町中央公民館指定管理者募集要項

芽室町中央公民館の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

施設の名 称	芽室町中央公民館
施設の所在地	河西郡芽室町東3条3丁目1番地
施設の設置目的	町民の生活文化の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置する。
施設の概要	構造・規模：鉄筋コンクリート 地下1階 地上3階建 敷地面積 : 5,910㎡ 延床面積 : 4,230㎡ 地下1階 機械室 地上3階 展示ホール、大ホール（固定席540席） リハーサル室、ゆうゆう活動室1・2、相談室 会議室、印刷室、事務室、警備員室、準備室 講堂、研修室、図書資料室、会議室1・2 和室、調理実習室、視聴覚室、美術工芸室 機械室
施設の見取図	別添、資料参照

2 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 芽室町中央公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 公民館講座・各種展示会の開設及び運営に関すること。
- (3) 芽室町中央公民館の施設の使用に関すること。
- (4) 管理基準及び業務詳細は芽室町中央公民館指定管理業務仕様書のとおり。

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

4 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）毎に支払われます。

5 利用料金制

当該施設は利用料金制を導入しませんので、利用者が支払う施設使用料金及び講座受講料は町の収入となります。

6 応募の資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない）。
- (2) 指定期間中、安全円滑に対象施設の管理ができる団体であること。
- (3) 類似施設管理業務について3年以上の管理実績があること。
- (4) 十勝管内に事業所、事務所を置く団体であること。
- (5) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により芽室町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定により取消しを受けたことがある者
 - ⑤指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ⑥本町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ⑦国税及び地方税を滞納している者
 - ⑧暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ⑨銀行取引停止を受けている者

7 応募にあたっての留意点

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。
- (2) 芽室町が提供した資料等は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じ

ます。また、目的の範囲であっても、無断で第三者に使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

- (3) 応募にあたって提出した書類の提出期限後の差し替え、再提出はできません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに、所要の措置を講じることがあります。
- (5) 提出された書類は、返却しません。
- (6) 提出書類及び選定結果については、公表する場合があります。

8 関係法規の遵守

- (1) 業務を遂行する上で関連する法規を遵守しない場合は、指定の取消し、停止解除をすることがあります。
- (2) 指定管理者は、正当な利用がない限り、住民の利用を拒んではなりません（地方自治法第 244 条第 2 項）。又、利用することについての不当な差別的取扱いをしてはなりません（地方自治法第 244 条第 3 項）。
- (3) 指定管理者の指定業務について、「芽室町個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「芽室町情報公開条例」が適用になります。

9 説明会及び質疑等

- (1) 応募書類、指定管理業務等についての説明会を次のとおり開催します。
日 時 令和 6 年 6 月 6 日（木） 午後 2 時 00 分
場 所 芽室町役場 2 階会議室 7（芽室町東 2 条 2 丁目 14 番地）
- (2) この指定管理者募集要項、仕様書等に対する質問は、別紙「質問書様式」により令和 6 年 6 月 17 日（月）午後 5 時までに下記の書類提出先まで提出してください。

10 提出書類

提出書類は、原則 A 4 サイズ縦綴じとします。

- (1) 公の施設に係る指定管理者申込書（別紙第 1 号様式（第 4 条関係））
- (2) 上記申込書に記載する提出書類
- (3) 類似施設の管理実績
- (4) 職員配置計画

11 提出部数

2部（うち1部は製本しないで提出してください。）

12 申込み書類の提出先

〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地

芽室町教育委員会生涯学習課社会教育係

TEL 62-9730 FAX 62-7037

13 申込受付期間

令和6年5月30日（木）～7月10日（水）午後5時まで

※郵送の場合は7月10日（水）必着

14 選定方法及び選定基準

（1）応募書類に基づき「芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記事項を考慮し総合的に判断を行い、指定管理者の候補者を選定します。

- ①利用者の平等な利用が確保されること
- ②利用者に対するサービスの向上が図られること
- ③施設の効用を最大限発揮されるものであること
- ④施設の適切な維持管理が図られること
- ⑤管理経費の縮減が図られるものであること
- ⑥安定した管理能力があること
- ⑦地域住民の声が反映されること

（2）選考結果については、令和6年8月1日（木）までに応募者全員にお知らせします。

（3）選定委員会の候補者選考の意見を受けて、指定管理者を選定し、町議会の議決を経て指定します。

15 問合せ先

芽室町教育委員会生涯学習課社会教育係

TEL 62-9730 FAX 62-7037

電子メール：k-shakyou@memuro.net

16 添付資料

- (1) 「指定管理業務仕様書」
- (2) 基本協定書（案）、年度協定書（案）
- (3) その他、関係条例等

日程第10

議案第14号

契約締結（芽室町総合体育館改修工事）の議案に対する意見申し出の件
（非公開）

契約締結（芽室町総合体育館改修工事）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和6年5月29日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 3 8 号

令和 6 年 5 月 2 9 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

契約締結について（申出）

このことについて、別添のとおり契約を締結いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し上げます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月31日条例第21号

改正

昭和50年6月27日条例第47号

昭和52年6月24日条例第35号

平成5年3月29日条例第9号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格1,500万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。)とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 芽室町契約条例(昭和29年条例第14号)は、廃止する。

附 則(昭和50年条例第47号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和52年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

日程第 1 1

議案第 1 5 号

条例改正（芽室町教育研究所設置条例中一部改正）の議案に対する意見
申し出の件（非公開）

芽室町教育研究所設置条例中の一部を改正する条例案に対する意見について、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出よ
うとするものであります。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 3 9 号

令和 6 年 5 月 2 9 日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育研究所設置条例中の一部を改正する条例案に対する意見について (申出)

このことについて、別添のとおり制定いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

(教育推進課教育総務)

日程第 1 2

議案第 1 6 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであ
ります。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 4 0 号

令和6年5月29日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

追加日程第 1

議案第 17 号

令和 6 年度第 1 2 地区教科書採択地区調査委員会委員推薦の件（非公開）

第 1 2 地区教科書採択教育委員会協議会規約第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、委員を推薦しようとするものあります。

令和 6 年 5 月 2 9 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○ 第12地区教科書採択教育委員会協議会規約

(調査委員会の設置)

第11条 協議会は、規則等の定めをもって調査委員会を設置する。

- 2 協議会は、調査委員会に教科用図書に関する専門的な調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに、必要に応じて調査委員会の意見を聴くことができる。
- 3 調査委員会の委員は、協議会が指定する町村教育委員会の推薦に基づき、協議会が決定する。
- 4 前項の規定により調査委員会の委員が決定したときは、当該委員が所属する学校等の存する、又は居住する町村の教育委員会は、当該委員を委嘱するものとする。

○ 令和6年度第12地区教科書採択地区調査委員会規則

(調査委員会の委員定数及び構成)

第2条 調査委員会は、別表に掲げる委員86名をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から町村教育委員会の推薦に基づき、第12地区教科書採択教育委員会協議会（以下「協議会」という。）が決定する。

- (1) 採択地区内の町村立義務教育諸学校の校長、教頭、主幹教諭及び教諭
- (2) 採択地区内の町村教育委員会の指導主事その他学校教育に関し専門的知識を有する職員
- (3) 採択地区内の学識経験者又は保護者